

令和8年度いじめ問題対策基本方針

新見市立新見第一中学校

令和8年4月策定

いじめに関する現状と課題

○本校では、例年何件かのいじめ問題が起こっており、特にかからいや心ない言葉の投げかけ等からエスカレートしていく事例が多い。生徒の人権意識の高揚を図ることが課題となる。また最近では、スマートフォン・その他の通信機器を利用して情報交流を行う生徒が多く見られ、SNS等への書き込み起因する生徒間トラブルが増加している。学校だけではなく、保護者・関係機関と連携しながら、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要がある。そのために組織だった取組と教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○全教育活動を通して「いじめは重大な人権侵害であり決して許さない」ことを徹底するとともに、いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうることを認識し、教職員は保護者・関係機関と連携を図りながら、その未然防止・早期発見・早期対応そして再発防止に努める。
 ○生徒の豊かな情操と道徳心、自他の存在を相互に尊重しあえる態度を育てるため、教育活動を通じて道徳教育の充実を目指す。
 ○生徒一人一人の自己存在感を感じられる学校づくりを行い、学習規律や生活規律の定着を図る。
 ○生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や生徒・保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。
<重点となる取組>
 ・いじめについての認識を深め、いじめ認知感覚や対応能力向上のための教職員研修を適宜実施する。
 ・「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に対する学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学年支会やPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。学校HPにも基本方針を掲載し広く周知を図る。 ○情報モラルに関する教職員研修を行うとともに、SNSに係る危険性やインターネット上のいじめの問題について、関係機関との連携を図りながら保護者・生徒対象の研修会を実施する。 ○学校運営協議会など地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供をお願いし、いじめの早期発見に努める。 ○学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し活用を促す。 	<p style="text-align: center;">い じ め 対 策 委 員 会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の対策基本方針に基づき、年間計画の作成・実施・検証・修正の中核的役割を果たす。 ○いじめや生徒の問題行動に関する情報の収集やいじめの相談・通報の窓口となる。 ○いじめ事案に対し、事実関係の把握・指導や支援体制の決定、保護者・関係機関との連携の中核となる。 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会は定例として適宜開催する。(生徒指導担当者会と兼ねる)、ただし事案発生した場合は随時開催する。 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の共有を速やかに行う。(職員朝礼・職員会議・学年会など適宜) <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長・教頭・生徒指導主事 ○事案解決に必要な関係教師 ○養護教諭・SC・SSW ○関係機関 等 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県教育委員会・新見市教育委員会 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校で認知したいじめ問題が学校だけでは解決できない場合や重大事態に陥る可能性がある場合などに助言や支援を受ける。 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○倉敷児童相談所・新見市子育て支援課 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境等の課題解決を図るため、専門的立場からの支援を受ける。 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新見警察署生活安全刑事課 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者の生命や財産に重大な被害が生じる恐れのあるものについて、早期の解決を目指す。 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>【道徳教育や体験活動等の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな情操・道徳心や社会性を育み、自他の生命を尊重する態度を養うための道徳教育や人権教育の充実を図る。 <p>【意欲的に学習や活動に取り組む集団づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の生徒の学習意欲や学級集団の状態を客観的に把握するための諸検査や月例アンケートを実施し、その結果を活用して望ましい集団づくりに努める。 <p>【いじめ問題解決に向けて主体的に行動する生徒の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめをしない・させない・放置しない態度を育成するために生徒会活動や学級活動の充実を図る。 <p>【教員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招き、SNSの危険性とその対応についての研修会を行う。 ○ネット上のいじめについての指導と保護者への啓発の促進を行う。 ○ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を各学年において実施する。またSNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため専門家や通信事業者の協力を得て、保護者を対象にした研修会を実施する。
② 早期発見	<p>【定期的なアンケート調査等の実施による実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の実態把握のためのアンケートを毎月実施し、年2回の定期教育相談や適宜チャンス相談を実施する。また、生活ノートや班長会・保護者懇談を活用し、生徒の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常から担任を中心に生徒への言葉かけや教育相談を図り、生徒の変化を見逃さないよう心がける。また、スクールカウンセラーと連携し、生徒の教育相談を多角的に実施するなど生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような環境体制を整える。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の気になる変化や様子が見られた場合、記録を残し、組織でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。全体としては生徒指導担当者会で定期的に気になる生徒の情報交換を行う。 <p>【家庭への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの認知につながるよう家庭における生徒の様子を見つめるための資料を配付して家庭との連携を図り、家庭におけるいじめ問題への対応に関する啓発を行う。 <p>【ネットパトロール事業の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、ネットパトロール事業を活用し情報収集を図る。
③ いじめへの対処	<p>【教職員の組織的な対応と関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの発見・通報があった場合には、組織的に対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し速やかに対応する。また教育委員会へ報告をし状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 <p>【いじめの事実の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>【いじめられた生徒への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>【いじめた生徒への指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行うとともに当該生徒の周囲の環境や人間関係等その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。適宜、関連機関へ助言や支援を求める。 <p>【警察等の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめが被害者生徒の生命や財産を脅かす重大事態に至る危険性や犯罪行為として認識され、緊急かつ早期な解決が必要とされる場合、直ちに警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。